

「千葉市孤独死防止通報制度」について

昨今、ひとり暮らし高齢者などの孤独死が社会問題となっていることから、市内全域を対象に、「地域の異変」をライフライン事業者等の協力事業者の皆様から区役所に通報していただき、安否を確認するものです。

- 図①～③ 協力事業者の「検針員・配達員」の方が、日常業務の中で「地域の異変」を発見した時は、各区役所(切迫時は消防局救急隊・警察)に通報していただきます。
- 図④ 通報を受けた区役所では、職員が対象者の安否確認を行い、状況に応じて現地訪問を行います。また、必要に応じて対象者の支援を行います。

※ 美浜区では、この制度を活用し、区民にも通報を呼びかけるとともに、現地確認を単位自治会ごとに民生委員と自治会長の2人1組で組織する「地域協力員」が行う、「美浜区見守りネットワーク」を実施します。

「千葉市孤独死防止通報制度」概略図

協力事業者の皆様

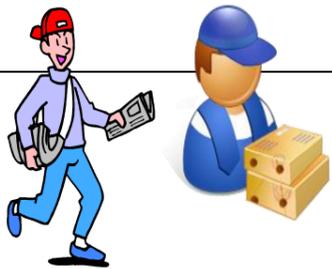
検針時の確認

- 電気、ガス、水道のライフライン事業者の皆様

配達時の確認

- 新聞配達事業者の皆様
- 宅配便の配達事業者の皆様

段階的に増加



① 検針・配達

② 地域の異変を発見

例

- 電気、ガス、水道の利用実績が、前回と比べて極めて少ない 又は 極めて多い
- 新聞、郵便物、牛乳などが、たまっている
- 洗濯物が数日間、干しっぱなしになっている
- 昼間でも雨戸が閉まったままになっている

など



支援を必要とする人

③ 通報

異臭がする、人が倒れている等の切迫時の通報、訪問・確認、支援

④ 確認、訪問、支援
(状況に応じて、民生委員や町内自治会、あんしんケアセンター等の地域のネットワークに協力依頼します。)

消防局救急隊・警察

必要に応じて連携

各区高齢障害支援課
(※美浜区は、地域づくり支援課が対応)

